

仕 様 書 番 号

97

作 成 年 月 日

令 和 3 年 12 月 22 日

作 成 部 隊

駒 門 駐 屯 地 糧 食 班

作 成 者

藤 川 誠

仕 様 書

1 品 名

内地米（精米）

2 総 則

本仕様書は、駒門駐屯地業務隊糧食班で調達する精米について規定する。

3 規 格

(1) こしひかり、ひとめぼれ、ひのひかり、あきたこまち、ななつぼし、あいちのかおり、はえぬきとする。

(2) 令和3年産1等米100%とする。

(3) とう精率87～92%に精米されたものとする。

(4) とう精作業

ア とう精作業の際に官側が立会いを求めた場合は応ずるものとし、官側と納入業者の調整した日時に（前日を基本とする）官側検査官立会いのもと、1日でとう精作業を行う。

イ 立会の際には、駐屯地に納入される玄米の袋全数の「農産物検査法」に基づく産地、品種、生産産地の確認を行う。この際、表示のない場合、または違う表示が確認された場合は不合格とする。なお、とう精終了後、全ての精米の現物を確認して官側で封印を行う。

(5) 下記のを納品書に添付するものとする。

ア とう精台帳（写し可） 1部を添付する。

イ 玄米仕入れ伝票（写し可） 1部を添付する。

ウ 玄米袋 「産地」「年度」「銘柄」を明記したものとする。

エ 品質証明 「産地」「年度」「銘柄」「取引期限」を明記したものとする。

オ 納入米の一部、100g程度（ビニール袋詰め）とする。

カ 納品を運送事業者又は納入業者に委託する場合、契約業者は納品に立会うものとする。

キ 上記種類を納入時に納品書に添付しない場合は受領検査不合格とする。

(6) 荷 袋

ア 納品時荷袋は、30kg/袋 3層クラフト紙を使用する。ビニールを使用不可とする。

イ JAS法に基づく名称等の表示「名称」「原料精米（産地、品種、産年、及び使用割合）」「内容量」「精米年月日」「販売者（氏名または名称、住所及び電話番号）」を記入する。

4 受領検査の実施

(1) 開封により「虫」「粉状質粒」「着色米」「被害米」「異物」の有無を検査する。

(2) 納品時荷重が、規定量以下の場合は、受領検査不合格とする。

5 本仕様書記載内容について疑義がある場合、係官と協議し指示に従うものとする。

仕 様 書		作成年月日	令和4年 1月 6日
件 名 精 米	仕様書番号	第 号	
	要求書番号	滝業補第 号	
	作成部隊名	補 給 科 糧 食 班	

1 総 則

本仕様書は、滝ヶ原駐屯地業務隊糧食班で調達する精米について規定する。

2 規 格

- (1) 令和3年産1等米100%とし、こしひかり、ひとめぼれ、あきたこまちであること。
- (2) とう精率87～92%に精米されたもの。
- (3) とう精作業
 - ア とう精作業とは、玄米の張り込みから精米の袋詰めまでの作業とする。
 - イ とう精作業の際に官側が立会いを求めた場合には、応ずるものとする。
 - ウ とう精作業は、官側と納入業者の調整した日時に（前日を基本とする）官側検査官の立会いの下、1日でとう精作業を行う。
 - エ 立会いの際には、とう精時の玄米袋（全数）の確認、玄米仕入れ伝票の確認を実施する。
 - オ 玄米・精米ともに室内の清潔な場所で保管すること。
 - カ とう精終了後、すべての精米の現物を確認、官側で封印を行う。
- (4) 提出物
 - ア 玄米仕入れ伝票
契約業者が玄米を購入した際、集荷業者の仕入れ先が発行するものを1部（写し可）
 - イ 玄米品種証明書
契約業者若しくは、玄米を調達した集荷業者が玄米の品種を証明するものであり、『産地』『年度』『銘柄』『区分』『取引期限』等を記載したもの。
 - ウ とう精台帳
契約業者若しくは、とう精業者が管理する義務づけられた帳票を1部（写し可）
 - エ 玄米の袋 1枚
 - オ 精米品位検定成績書
契約業者若しくはとう精業者が発行する納入精米の検査結果（検査者名・検査機名・蛋白質・水分・アミロース・粉状質粒・被害米・砕粒・着色粒・異種穀粒）を必ず記載するもの。1部
 - カ 納品米の1部、玄米・精米各100g程度（ビニール袋詰め）
以上の書類等を納品書に添付して、納品時提出するものとする。
- (5) 納品

納品を運送業者または納入業者に委託する場合、契約業者は納品に立ち会うものとする。

納品時荷袋は、30kg／袋・3層クラフト紙（ビニール袋不可）・紐で封のされているもの・JAS法に基づく名称の表示「名称」「原料精米（産地・品目・産年および使用割合）」「内容量」「精米年月日」「販売者（名称・住所及び電話番号）」のあるものとする。

3 本仕様書記載内容について疑義がある場合は、係官と協議し、指示に従うものとする。なお、仕様書に基づかない事態が生じた場合は、受領検査不合格とする。

仕様書番号 11

作成年月日	4.	1.	6
作成者	板妻駐屯地業務隊		
	糧食班長		
	2尉	阪井	満

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、板妻駐屯地業務隊糧食班で調達する内地米（精米）について規定する。

2 品 目：内地米（精米）

3 規 格 等

令和3年産、こしひかり、ひとめぼれ、あきたこまち、1等。

4 とう精作業

- (1) とう精率87～92%とし、自主流通米であること。
- (2) とう精作業の際に、官側の立会を拒否したり、妨害及び駐屯地に納入される米と明らかに別の米の精米をする場合は、受領検査不合格とみなす。
- (3) とう精作業の際に官側が立会いを求めた場合には、応ずるものとする。
- (4) 玄米の表示の根拠及び表示内容
別紙第1のとおり
- (5) とう精終了後、全ての精米の現物を確認して、官側で封印を行うこと。

5 玄米、精米ともに室内の清潔な場所で保管してあること。

6 納品書添付書類

(1) 品質証明書

契約相手方が玄米をどこから調達したかを証明するもので「産地」、「年産」、「銘柄」、「引取期限」を明記したもの。

(2) 玄米仕入先（玄米仕入伝票）の確認

ア 契約相手方が玄米を購入した時の集荷業者等の仕入先が発行するもの。

イ 確認をする項目

「産地」、「年産」、「銘柄」、「荷姿、1袋あたりの数量、総数」、「送り先（契約する精米納入業者名）」、「送り主（契約業者の仕入れ元）業者名」

ウ とう精台帳のコピー

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条」に規定する契約相手方が作成、管理を義務付けられているとう精台帳のうち、当該駐屯地に納入された玄米の精米状況のわかる部分。

エ 上記種類を納入時に納品書に添付しない場合は、受領検査不合格とする。

7 J A S法に基づく名称等の表示

- (1) 納入される精米1袋ずつJ A S法（農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく「名称」、「原料精米（産地、品種、産年及び使用割合）」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者（氏名または名称、住所及び電話番号）」を記入すること。
- (2) 根拠及び表示の一例
別紙第2のとおり。

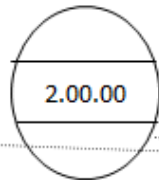
8 受領検査の実施

- (1) 精米の受領時の開封による精米の虫等の混入または、粉状質粒、着色米、被害米（以下異物の混入量という。）が規定する量以上であった場合、受領検査不合格とする。異物混入量については別紙第3のとおり。

9 納品時間

0800基準とする。

玄米の表示の根拠及び表示内容

根拠	農産物検査法第3条
表示内容の一例	自主流通米に表示 検査実施機関名は日付印の上欄記載 令和〇〇年産 水稻うるち玄米 銘 柄 〇〇県産 ☆☆ひかり 等級 日付印 正味重量規格   30kg 皆掛重量 30.5kg 品 種 名 (☆☆ひかり) 検査請求者 〇 〇 〇 〇 住 所 〇〇県〇〇市◇◇町〇-〇-〇 代 理 人 〇〇農業協同組合 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-△-☆ 生 産 地 〇〇県〇〇市◇◇町〇-〇-〇  計 検印を確認すること (この検印のないもの又は、 表示の疑わしいものは農政 局に調査を依頼できる。)

JAS法に基づく精米の表示

根拠	JAS法（農林物資も規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）																																																																		
	（単位銘柄米） <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th colspan="4">精米</th></tr> <tr> <td rowspan="2">原料精米</td><td>産地</td><td>品種</td><td>産年</td><td>使用割合</td></tr> <tr> <td>〇〇県</td><td>〇〇〇</td><td>〇〇年産</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>内容量</td><td colspan="4">〇〇Kg</td></tr> <tr> <td>精米年月日</td><td colspan="4">令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr> <tr> <td>販売者</td><td colspan="4"> 〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町○-○-○ TEL 〇〇〇-△△△-◆◆◆◆ </td></tr> </table> （単位銘柄米以外） <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th colspan="4">精米</th></tr> <tr> <td rowspan="3">原料精米</td><td>産地</td><td>品種</td><td>産年</td><td>使用割合</td></tr> <tr> <td colspan="3">国内産</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>(〇〇県</td><td>〇〇〇</td><td>70%</td><td>)</td></tr> <tr> <td>(〇〇県</td><td>☆☆☆</td><td>30%</td><td>)</td></tr> <tr> <td>内容量</td><td colspan="4">〇〇Kg</td></tr> <tr> <td>精米年月日</td><td colspan="4">令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr> <tr> <td>販売者</td><td colspan="4"> 〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町○-○-○ TEL 〇〇〇-△△△-◆◆◆◆ </td></tr> </table>	名称	精米				原料精米	産地	品種	産年	使用割合	〇〇県	〇〇〇	〇〇年産	100%	内容量	〇〇Kg				精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				販売者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町○-○-○ TEL 〇〇〇-△△△-◆◆◆◆				名称	精米				原料精米	産地	品種	産年	使用割合	国内産			100%	(〇〇県	〇〇〇	70%	)	(〇〇県	☆☆☆	30%	)	内容量	〇〇Kg				精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				販売者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町○-○-○ TEL 〇〇〇-△△△-◆◆◆◆			
名称	精米																																																																		
原料精米	産地	品種	産年	使用割合																																																															
	〇〇県	〇〇〇	〇〇年産	100%																																																															
内容量	〇〇Kg																																																																		
精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																																																																		
販売者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町○-○-○ TEL 〇〇〇-△△△-◆◆◆◆																																																																		
名称	精米																																																																		
原料精米	産地	品種	産年	使用割合																																																															
	国内産			100%																																																															
	(〇〇県	〇〇〇	70%	)																																																															
(〇〇県	☆☆☆	30%	)																																																																
内容量	〇〇Kg																																																																		
精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																																																																		
販売者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■ ■町○-○-○ TEL 〇〇〇-△△△-◆◆◆◆																																																																		

異物混入量の規定の細部

- 1 根拠「玄米及び精米品質基準」及び米穀公正取引推進委員会の定める業界の自主的ガイドラインに示されるを準用精米の品質基準（抜粋）
- 2 業界の自主的ガイドラインに示される精米の品質基準（抜粋）
 - （1） 土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこと。
 - （2） 粉状質粒（粒質が粉状または、半粉状の粒をいう。）は1.5%以下とする。
 - （3） 被害粒（汚染し、又は、損傷を受けた粒をいい、着色粒を含み砕粒を除く。）は2%以下とする。
 - （4） 着色粒（粒面の全部または、一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。）は、0.2%以下とする。
 - （5） 砕粒（完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいい、具体的には針金番線2.5番ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう。）8%以下とする。
 - （6） 異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい、消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く。）及び異物（穀粒以外のものの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒をいう。）は、0.1%以下とする。
- 2 受領検査の合否判定
 - 2項に示す品質基準の各号の1に該当する場合には、受領検査を不合格とする。